

# 令和8年度美波町委託型地域おこし協力隊受入団体募集要項

## 1. 趣旨

この要項は、美波町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和3年2月1日付け告示第1号）に基づく、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を受入れ、地域の活力の維持・強化に資するため、隊員とともに地域の課題解決に取り組む団体（以下「受入団体」という。）を募集・選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 募集する受入団体

次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 地域への貢献性・公益性が高く、地域の課題解決に取り組む団体であり、次のアからエいずれかに該当する活動を行う団体であること。
  - ア 商工業、観光業、農林水産業等の地域産業振興に関する活動
  - イ 地域住民の生活支援に関する活動
  - ウ 地域行事及び地域コミュニティ維持に関する活動
  - エ その他地域への貢献性・公益性が高いと認められる活動
- (2) 地域と連携した活動を行う団体であること。
- (3) 隊員を受入れ、ともに活動を行うことで、地域の活性化に寄与すると認められる団体であること。

## 3. 受入団体の資格

次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 隊員の移住生活のための支援並びに活動の支援を行うことができる組織体制が整っていると認められる団体であること。
- (2) 本町内に活動拠点となる事務所等を有し、本町内で活動を行う団体であること。
- (3) 団体の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (4) 予算・決算を適正に行っている団体であること。
- (5) 税等を滞納していない団体であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体等が、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体ではないこと。
- (7) 政治、宗教、選挙活動が目的と認められる団体ではないこと。
- (8) 隊員を受入れが、専ら団体の運営や営利を目的としないこと。
- (9) 隊員の任期中から、隊員の自立に向けた収益化やナリワイづくりを共に実践し、任期終了後においても隊員が経済的に自立（当該団体での活動継続、起業、就業等）できる見込みのある計画を有していること。

#### 4. 募集する受入団体数

4団体とする。ただし、年度内に受入れる隊員は2名以内とし、定員に達した時点で募集を終了するものとする。なお、1団体あたり受入れる隊員は1名とする。

#### 5. 隊員への支援

受入団体は、隊員に対し次の支援を行うものとする。

- (1) 隊員の住居を斡旋する等、隊員の移住に必要な支援を行うこと。
- (2) 隊員の活動に必要となる物品（パソコン、車など）を整備<sup>※1</sup>すること。
- (3) 隊員が町長へ提出する成果物（日報、月報、年報など）の確認を行うこと。
- (4) その他、個別具体的な支援内容は役場と協議のうえ、決めるものとする。

※1 整備した物品に係る経費については、町が負担する活動経費（予算の範囲内）を充当することができるものとする。ただし、当該物品が隊員の任期満了後も受入団体の備品として使用される場合は、当該物品の耐用年数に基づく減価償却期間のうち、隊員の任期に相当する期間分の金額を上限として、充当するものとする。

#### 6. 応募手続き

##### (1) 事前エントリー

次のとおり事前エントリー（事前相談）を行うものとする。事前エントリーがない場合には、隊員の受入れはできませんので、ご注意ください。

##### ア 事前エントリー期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで

##### イ 提出書類

事前エントリーシート（様式1）

##### ウ 提出先

美波町政策推進課 地域おこし協力隊事業担当 宛  
〒779-2395 美波町奥河内字本村18番地1

##### エ 提出方法

持参又は郵送

##### (2) 応募書類の提出

##### ア 応募期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで（必着）

##### イ 提出書類

- ① 美波町地域おこし協力隊活用事業提案書（様式2）
- ② 地域おこし協力隊活用事業調書（様式3）
- ③ 地域おこし協力隊活用事業実施計画書（様式4）
- ④ 地域おこし協力隊活用事業収支予算書（様式5）
- ⑤ 地域おこし協力隊隊員の受入れに関する支援調書（様式6）
- ⑥ 応募団体概要書（様式7）
- ⑦ 応募団体の運営に関する規則（規約・会則など）

- ⑧ 応募団体の前年度の活動実績が分かる資料（活動実績書・収支決算書など）
- ⑨ 町税完納証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）
- ⑩ その他 プレゼンテーション資料等（任意資料）

ウ 提出先

美波町政策推進課 地域おこし協力隊事業担当 宛  
〒779-2395 美波町奥河内字本村18番地1

エ 提出方法

持参又は郵送

## 7. 受入団体の審査方法

### (1) 一次審査（書類選考）

ア 事前エントリーシートを基に、本町施策との整合性を確認するため、関係各課から意見を聴取し、事前審査を行います。

イ 6(2)イの提出書類の不備がないか審査します。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

受入団体を選定するため審査委員会を開催し、審査委員に対して、応募団体から取組活動及び隊員の必要性についてのプレゼンテーションを行っていただき、審査委員からヒアリングを受けるものとします。

ア 実施日

令和8年4月上旬頃

※日時は、一次審査を通過した応募団体にのみ通知します。

イ 会場

未定（美波町役場内を予定）

※会場は、一次審査を通過した応募団体にのみ通知します。

ウ 実施時間

プレゼンテーション及びヒアリングは、1団体当たり30分（提案説明20分程度、ヒアリング10分程度）とします。

エ 出席者

団体責任者、団体内の主な活動支援担当者等3人以内とします。

※団体責任者は、原則出席してください。

オ 留意事項

- ・ プレゼンテーションは、「6(2)イ」によりあらかじめ提出された活用事業提案書等で行うものとします。（プレゼンテーション参加者は、当日資料を用意する必要はありません。）
- ・ 活用事業提案書等提出書類の提出期限後の追加提案や追加資料の提出は、認めません。
- ・ 活用事業提案書等提出書類に誤字等の軽微な訂正等がある場合は、プレゼンテーション時間中に申し出てください。
- ・ プレゼンテーションは、紙資料、口頭形式とします。プロジェクター等は使用

できません。

- ・ 審査過程は、非公開とします。ただし、申し出のある場合、評点の平均点についてはお知らせします。
- ・ 審査委員は、提出書類、プレゼンテーションの内容及び各課から聴取した意見を基に審査を行います。
- ・ 応募団体からのプレゼンテーション及びヒアリングを終え次第、応募団体には退出いただきます。

カ 審査項目、審査の視点及び配点は、次のとおりとします。〔満点：50点〕

審査項目	審査の視点	配点
団体の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益性 地域課題を的確に捉えた取組であり、その解決のために効果的な企画が盛り込まれているか。また、事業による収益が、地域の活性化や地域サービスの維持強化など、地域への貢献につながるものであるか。</li> <li>・ 貢献性 地域で必要とされ、貢献性の高い事業であるか。</li> <li>・ 地域連携 地域と連携して取り組む内容になっているか。</li> <li>・ 自立及び継続性 隊員の任期終了後の生計維持（団体での活動継続や起業）につながる収益モデルやキャリアパスが具体的に描かれているか。単なる補助金頼みの活動ではなく、持続可能な事業計画となっているか。</li> </ul>	20点 1項目5点
隊員の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妥当性 隊員の役割・活動が明確で、2(1)のアからエに掲げる活動に合致しているか。</li> <li>・ 効果性 目的達成のために効果的な活動内容になっているか。</li> <li>・ 計画性 活動の実施計画や経費が適正で、隊員が確実に遂行できる内容になっているか。</li> </ul>	15点 1項目5点
団体の受入体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遂行力 地域おこし協力隊制度の主旨及び内容を正しく理解し、実施体制が十分であるか。責任を持って隊員を支援し、確実に活動計画を遂行する意思及び能力があるか。</li> <li>・ 育成力 隊員が自立するためのスキル習得（経営ノウハウ、技術など）を指導・支援できる体制か。</li> </ul>	15点 1項目5点

	・サポート力 任期終了後の定住・定着に向けた伴走支援が具体的に計画されているか。	
--	---	--

基準	点数
高く評価できる	5点
評価できる	4点
普通	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

(3) 受入団体の選定

- ア (2)の二次審査で各団体が得た各審査委員の評点の平均点を比較し、点数が高い順に受入団体を選定します。
- イ アの選定方法で上位の応募団体が同点となった場合は、審査委員の協議により選定します。

(4) 結果の通知及び公表

- ア 一次審査及び二次審査の審査結果は、応募団体に書面により通知します。
- イ 審査結果は、美波町公式ホームページで公表します。ただし、選定されなかった応募団体名は公表しません。
- ウ 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めません。

8. スケジュール

手続き等	日程
事前エントリー	令和8年2月2日(月)から令和8年3月13日(金)まで
応募期間	令和8年2月2日(月)から令和8年3月13日(金)まで
一次審査(書類審査)	令和8年3月下旬頃に実施
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年4月上旬頃に実施
受入団体選定、隊員の募集に向けた協議	令和8年4月下旬頃から
隊員の募集	令和8年5月頃から
隊員の面接	令和8年5月頃から随時実施
隊員の受入	令和8年6月以降

9. 留意事項

- (1) 本応募に係る費用は、応募団体が負担するものとします。
- (2) 受入団体の選定は、審査委員会によるプレゼンテーション審査方式となりますので、受入団体の採択の可否については、事前相談の段階では確約できません。
- (3) 受入団体選定の公平性、透明性及び隊員の募集のため、提出書類を公開する場合があります。

ります。

- (4) 応募団体数が募集团体数を超えない場合であっても、審査の結果、団体の受入体制が「十分ではない」と判断される場合は、選定されません。
- (5) 応募書類に虚偽の記載等の不正があったときは、受入団体として選定された場合であっても失格とします。
- (6) 受入団体を選定後、受入団体と隊員の募集に向けての協議を行うものとします。
- (7) 受入団体として選定された場合であっても、隊員募集期間中に、採用に至らない場合があります。なお、隊員の募集期間は、募集開始後最長1年間とします。
- (8) 隊員を受入れることにより、既存の従事者を解雇するなどの事案が発生した場合、また、選定された活動内容と実際の活動内容が異なると本町が判断した場合など、委託を解除する場合があります。
- (9) 隊員の活動経費及び報酬については、予算の範囲内で本町が負担しますが、それ以外の経費については、原則として受入団体が負担するものとします。
- (10) 受入期間中であっても、本町等が実施する隊員が参加する活動（研修、イベント支援、本町PR活動等）を優先していただく場合があります。なお、その際の経費負担は、本町の負担とします。
- (11) 隊員は、毎月の活動報告書を翌月の本町が指定する期日までに提出していただきます。その報告書に基づき、本町が必要と認める場合は、受入団体は本町と月1回の面談を行っていただきます。
- (12) 隊員の任期延長（最長3年間）については、年度毎に活動状況等を勘案し、受入団体と本町で協議の上、決定します。
- (13) 隊員の受入について、中止又は任期途中で終了した場合は、受入団体が負担した費用は、本町又は隊員に請求することはできません。

**【問い合わせ先】**

美波町政策推進課 地域おこし協力隊事業担当

Tel : 0884-77-3616 (直通)

Fax : 0884-77-1666

E-mail : seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp

ホームページ : <https://www.town.minami.lg.jp/>